

## 宇部市家庭用不用品リユース促進事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、家庭において不用となった使用可能な日常生活用品（以下「不用品」という。）に関する情報を収集し、その情報を提供する「うべ eco リユース掲示板」の運営に関して必要な事項を定め、ごみの排出抑制及び不用品の再利用を促進し、もって資源循環のまちづくりに向けた市民の意識向上を図ることを目的とする。

### (事業の実施方法)

第2条 事業の実施に当たっては、不用品を譲り渡そうとする者（以下「提供者」という。）及び譲り受けようとする者（以下「希望者」という。）をうべ eco リユース掲示板へ登録し、第7条の規定により特定の提供者及び希望者双方を市が紹介し、その紹介を受けた双方が必要な協議を直接行う方法により不用品の授受を行うものとする。この場合において、市長は、当該協議及び授受に関与しない。

### (提供者及び希望者の範囲)

第3条 提供者及び希望者は、市の区域内に居住する18歳以上の者であって、この事業に関して営利を目的としない者とする。

### (不用品の範囲)

第4条 市ホームページ上のうべ eco リユース掲示板等に登録することができる不用品は、修理等を行うことなく再利用できる品質及び機能を有するものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 法令等の定めにより所持又は販売の規制を受ける物
- (2) 盗品
- (3) 登録又は登記が必要なもの
- (4) 食料品、動植物等の衛生管理上支障があるもの
- (5) 医薬品及び化粧品
- (6) 宝石・貴金属・骨董品
- (7) 有価証券及び金券
- (8) 仏壇などの宗教上のもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、制度運用上不相当と認めるもの

### (登録等)

第5条 提供者及び希望者は、うべ eco リユース掲示板あげます情報掲示申込書（様式第1号）又はうべ eco リユース掲示板ください情報掲示申込書（様式第2号）を市長に提出することにより、住所、氏名、電話番号その他不用品に関する情報（以下「不用品情報」という）の登録を市に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請について審査の上、登録が適当であると認めた場合、申請された不用品情報（個人情報を除く。）を登録するとともに、速やかにうべ eco リユース掲示板等へ掲載し、市民に周知するものとする。

(登録期間)

第6条 不用品の登録期間は、2か月間とする。ただし、第10条第1号及び第2号の場合にあつては登録から2か月未満の期間であつても登録を抹消し、同条第3号の場合にあつては最新の登録状況に速やかに更新するものとする。

2 不用品の登録は、再登録することができる。

(紹介)

第7条 市長は、うべ eco リユース掲示板に登録された提供者及び希望者のうち希望条件がほぼ合致すると思われる提供者及び希望者双方について紹介するものとする。

(不用品の価格等)

第8条 不用品の価格は、無料とする。

(紛争の処理)

第9条 交渉成立後において生じた不用品の品質、機能、価格等に係る一切の紛争については、全て当事者間の協議により解決するものとし、市は一切その責任を負わないものとする。

(届出の義務)

第10条 提供者及び希望者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、市に届け出るものとする。

- (1) 当事者間の交渉が成立したとき。
- (2) 登録した不用品が、再利用できない状態になったとき。
- (3) 登録した事項に変更が生じたとき。

(個人情報の取扱い)

第11条 市長は、個人情報の取扱いについては、宇部市個人情報保護条例（昭和62年条例第16号）の規定に従い、適正に管理を行わなければならない。

- 2 提供者及び希望者は、知り得た個人情報を目的外に使用し、外部へ漏えいし、又は第三者へ提供することのないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する個人情報は、第2条の規定により直接提供者及び希望者双方が協議及び授受を行うため、その後の適正な管理は、当該提供者及び希望者の責任において行うものとし、市長は、関与しない。

(その他)

第12条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。